


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
 (事務局:気候変動対策認証センター)

平成24年 4月 12日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名				
諸塚村森林炭素吸収量活用プロジェクト				
【依頼者】 プロジェクト代表事業者				
事業者名(フリガナ)	宮崎県 諸塚村(ミヤザキケン モロツカソン)			
住所	宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代2683			
代表者氏名	成崎 孝孜	代表者役職		村長
担当者氏名	山本 直八	担当者 所属部署・役職		諸塚村役場 産業課 主査
担当者 E-mail	n.yamamoto@morotsuka.jp	担当者電話番号	0982-65-1128	
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者				
プロジェクト事業者名	耳川広域森林組合 (財)ウッドピア諸塚			
プロジェクト参加者名	耳川広域森林組合組合長 甲斐若佐 (財)ウッドピア諸塚 理事長 成崎孝孜			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者				
事業者名(フリガナ)	宮崎県 諸塚村(ミヤザキケン モロツカソン)			
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。			
妥当性確認・検証機関				
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社			
検証機関名	SGS ジャパン株式会社			

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	0011
プロジェクト登録日	平成21年12月 3日
プロジェクト概要 ¹	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>本事業は、J-VER制度の準拠した森林管理の推進によりCO2吸収を促進し、低炭素社会を実現する一助となることとあわせて、適正な間伐を推進することにより、地域に根ざした森林管理者の雇用の創出につなげる。また、国土の保全、水源涵養など森林本来の機能を維持できるような森づくりを実現するとともに、豊かな森とその資源を活用した都市との交流による地域の活性化など多面的な効果を発揮させるきっかけとする。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>条件1 本プロジェクトは、森林施業計画対象の森林であり、森林法第5条に定める森林である。また、計画地の中には森林法第25条の森林も含まれる。</p> <p>条件2 森林施業計画対象林の中で、2008年4月1日から2013年3月31日までの期間に間伐が行われる林分を対象とする。森林施業計画対象林には皆伐が計画されている林分も含むが、これらの場所は、森林施業計画に従い、主伐後適切に再造林される。また、クレジット発行対象期間内の土地の転用は計画されていない。モニタリング・検証にあたっては、森林施業計画全体の伐採届によりそれらを確認する。</p> <p>また、間伐については、市町村森林整備計画、宮崎県育林体系図に従い、適切に実施していく。</p> <p>条件 3本プロジェクト対象地は森林施業計画対象森林である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 諸塚村有林 認定番号20-001(変更21-002) 2, 耳川広域森林組合 認定番号21-001 3, (財)ウッドピア諸塚 認定番号変18-204 <p>本プロジェクト対象地は全て FSC 森林認証を受けており、毎年の維持審査及び5年ごとの更新審査を受けている。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>森林法に基づく森林施業計画の作成、伐採届の提出。森林・林業基本法に基づく地方公共団体及び森林所有者の責務の遂行。</p> <p>【採用技術】</p> <p>面積測定についてはコンパス(レーザーテクノロジー社製 TruPulse360° 精度証明書付き)、樹高測定は、バーテックスⅢ(スウェーデン製)を法定年数(約10年)を考慮し、マニュアルに従って使用する。</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

	<p>【モニタリング方法】</p> <p>J-VER 制度モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)により、モニタリングポイントは、樹種別に1ha以上の林小班で30ha以下の団地を設定し30ha毎に1箇所設置するが、尾根、沢をまたいで小班を形成している箇所においては、それぞれ設定する。また、モニタリングポイントの設置にあたっては、該当小班の平均的な林相・地形を選定する。</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</p> <p>活動量については実測、拡大係数については「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCIF 活動の補足情報に関する報告書」に記載されている拡大係数を使用。スギについては、平成20年3月に宮崎県環境森林部が作成した、長伐期施業技術指針の林分収穫表 P57～P63 の数値を、ヒノキ、その他については平成15年1月に林務部林政企画課が作成した森林施業計画業務の手引きの森林施業計画処理システム材積表 P175～P184 の数値を利用するが、地位についてはモニタリング時に確認する。</p> <p>【モニタリング体制】</p> <p>温室効果ガス吸収プロジェクト計画書別紙、モニタリング計画書(報告書)の「モニタリング体制図」とおり、各事業体の吸収量算定担当者は、間伐面積の集計、毎木調査等の現地調査を実施し、地位各種係数の特定を行い、書類を作成し、各事業体の吸収量算定確認者に提出する。吸収量算定確認者は書類の内容を確認後、各事業体の計画書承認者に提出し、承認者はこれをチェック後、諸塚村産業課に提出。産業課において各モニタリング計画書(報告書)をバンドリングしチェックする。その後産業課長(吸収量算定部門責任者)のチェック、森林整備推進員による内部監査を経て副村長(吸収量算定総責任者)へ報告、副村長は村長へ最終報告を行う。</p> <p>【QA / QC 体制】</p> <p>温室効果ガス吸収プロジェクト計画書別紙、モニタリング計画書の「QA-QC」のとおり、それぞれの事業体の、職員及び作業班員により所有林の巡回等、定期的な林況チェックを実施。森林認証研究会の森林炭素吸収量活用委員会がモニタリング計画書等の内容をチェック。同委員会において勉強会、研修会を実施し、本プロジェクトへの理解を深める。諸塚村産業課において各事業体から提出されたデータを確認し、P.C のハードディスクにバックアップしミラー方式によるデータ確認を随時行う。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p>
<p>モニタリング結果概要²</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p>

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

	(その他特筆すべき事項)						
適用モニタリング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VÉR)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理 プロジェクト用) Ver.No.4.1						
適用方法論	方法論番号	R001 Ver.No.6.0					
	方法論名称	森林経営活動によるCO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)に関する方法論					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2011年 4月 1日～ 2012年 2月29日						
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積	90.81ha						
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	239	539	833	814	923	3,348
認証依頼削減・吸収量	814 t-CO2 ³						

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u>宮崎県諸塚村</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

- 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

- ホームページ

ホームページ URL: _____

- 出版物（環境報告書/定期刊行物）

- その他 具体的に: _____

- 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

- 公的な報告・公表制度には参加していません。

- 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

- 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

- 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

- 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

- その他

具体的に: _____

- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

- 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上